

■北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
(平成 24 年条例第 104 号)

(指定児童発達支援の取扱方針)

- 第 27 条 指定児童発達支援事業者は、次条第 1 項に規定する児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が画一的なものとならないよう配慮しなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、規則で定める事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。
- 5 指定児童発達支援事業者は、おおむね 1 年に 1 回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(準用)

- 第 78 条 第 13 条から第 23 条まで、第 25 条から第 31 条まで、第 33 条、第 35 条から第 46 条まで、第 48 条から第 51 条まで、第 52 条第 1 項及び第 53 条から第 55 条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第 23 条第 2 項中「次条第 1 項から第 3 項まで」とあるのは「第 77 条第 1 項から第 3 項まで」と、第 26 条第 2 項中「第 24 条第 2 項」とあるのは「第 77 条第 2 項」と、第 27 条第 1 項、第 28 条及び第 55 条第 2 項第 2 号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

■北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則
(平成 25 年規則第 38 号)

(自己評価等を行う事項)

第 7 条の 2 条例第 27 条第 4 項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況
- (2) 従業員の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
- (3) 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況
- (4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
- (5) 指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況
- (6) 緊急時等における対応方法及び非常災害対策
- (7) 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況